良区（法第七十六条に規定する施設管理土地改良区をいう。）が第二十五条の二に規定する土地改良区である場合にあつては、収支決算書及び財産目録）を主たる事務所に備え置いている旨（最終事業年度がない場合にあつては、その旨）とする。

（組織変更の認可申請手続）

第五十条の五　法第七十六条の五第一項の認可の申請をするには、その申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　法第七十六条の二第一項の組織変更計画（次号において「組織変更計画」という。）の内容を記載した書面又はその謄本

二　組織変更計画を承認した総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

三　法第七十六条の三第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により、当該公告を、官報のほか、定款で定めた公告の方法によりする場合にあつては、その方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、法第七十六条の四第二項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は組織変更（法第七十六条の二第一項に規定する組織変更をいう。）をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

四　組織変更後一般社団法人の定款となるべきもの

五　組織変更後一般社団法人の社員となるべき者の名簿

六　法第七十六条の二第四項第六号の日について変更があつたときは、その変更を証する書面

七　その他参考となるべき事項を記載した書面

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第五十条の六　法第七十六条の八第二項第三号の農林水産省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（新設）

附　則

この省令は、土地改良法の一部を改正する法律（令和四年法律第九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

○農林水産省令第二十五号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の施行に伴い、及びエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百六十六条第十一項の規定を実施するため、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百六十二条第十一項の規定による立入検査証の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

農林水産大臣　野村　哲郎

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百六十二条第十一項の規定による立入検査証の様式を定める省令の一部を改正する省令

題名を次のように改める。

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百六十六条第十一項の規定による立入検査証の様式を定める省令

本則中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百六十二条第十一項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百六十六条第十一項」に改める。